

別紙

新 旧 対 照 表

(下線部は変更部分)

新ひだか町アイヌ施策推進地域計画

令和6年3月18日認定

令和7年3月19日変更認定

変更後	変更前
<p>1～2 (略)</p> <p>3 アイヌ施策推進地域計画の目標</p> <p>(1) 地域におけるアイヌ文化等の現状及び課題 (略)</p> <p>また、アイヌ文化拠点空間では、アイヌ文化伝承者の高齢化や担い手不足が顕著であるものの、アイヌ関係団体主導で文化伝承人材育成事業、体験交流人的交流事業、教育情報発信事業、研究企画事業の各種ソフト事業を行う予定であり、事業を確実に実施するために、「高齢者（エカシ・フチ）の<u>コミュニティ</u>活動支援事業」等を行い文化伝承や人材育成を急ぐことが課題である。</p> <p>(略)</p> <p>※アイヌ関連団体 (略)</p> <p>・三石アイヌ協会 (設立：平成26年4月1日、代表者：幌村 司、会員数：<u>12名</u>)</p>	<p>1～2 (略)</p> <p>3 アイヌ施策推進地域計画の目標</p> <p>(1) 地域におけるアイヌ文化等の現状及び課題 (略)</p> <p>また、アイヌ文化拠点空間では、アイヌ文化伝承者の高齢化や担い手不足が顕著であるものの、アイヌ関係団体主導で文化伝承人材育成事業、体験交流人的交流事業、教育情報発信事業、研究企画事業の各種ソフト事業を行う予定であり、事業を確実に実施するために、「高齢者（エカシ・フチ）の<u>コミュニティ</u>活動支援事業」等を行い文化伝承や人材育成を急ぐことが課題である。</p> <p>(略)</p> <p>※アイヌ関連団体 (略)</p> <p>・三石アイヌ協会 (設立：平成26年4月1日、代表者：幌村 司、会員数：<u>8名</u>)</p>

(略)

- ・三石民族文化保存会

(設立：平成4年6月20日、代表者：幌村 司、会員数：9名)

※アイヌ文化等関連施設

【コミュニティ施設】

(略)

- ・東西生活館

所在：新ひだか町静内東別45番地の2

(略)

【文化伝承施設】

(略)

- ・新ひだか町アイヌ文化交流センター

所在：新ひだか町静内真歌7番地1

構成施設

- ・アイヌ民俗資料館

現況：昭和57年11月設立。アイヌ資料の展示。

- ・多機能型生活館

現況：令和7年3月設立。地域住民の交流の場となっている。

- ・シャクシャイン記念館

現況：昭和53年10月設立。アイヌ文化の保存と交流の場となっている。

(※アイヌ民俗資料館、多機能型生活館、シャクシャイン記念館で構成される複合施設)

(略)

- ・三石民族文化保存会

(設立：平成4年6月20日、代表者：幌村 司、会員数：7名)

※アイヌ文化等関連施設

【コミュニティ施設】

(略)

- ・東西生活館

所在：新ひだか町静内東別45番地

(略)

【文化伝承施設】

(略)

- ・新ひだか町アイヌ民俗資料館

所在：新ひだか町静内真歌7番地1

現況：昭和57年11月設立。アイヌ資料の展示。

- ・シャクシャイン記念館

所在：新ひだか町静内真歌7番地1

現況：昭和53年10月設立。アイヌ文化の保存と交流の場となっている。

(2) (略)

(3) 数値目標

事業	アイヌ文化の保存又は継承に資する事業	アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業	観光の振興その他の産業の振興に資する事業	地域内若しくは地域間の交流又は国際交流の促進に資する事業
K P I	伝承活動(シャクシャイン法要祭、イチャルパ等)参加人数、伝統的衣装試着体験参加人数	体験交流事業の参加人数	<u>アイヌ文化交流センター</u> 利用者数	<u>アイヌ文化交流センター</u> 利用者数、エカシ・フチ事業参加人数、生活館利用者数

4 アイヌ施策の推進に必要な事業に関する事項
4-1～4-2 (略)

(2) (略)

(3) 数値目標

事業	アイヌ文化の保存又は継承に資する事業	アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業	観光の振興その他の産業の振興に資する事業	地域内若しくは地域間の交流又は国際交流の促進に資する事業
K P I	伝承活動(シャクシャイン法要祭、イチャルパ等)参加人数	体験交流事業の参加人数	<u>アイヌ文化拠点施設</u> 利用者数	<u>アイヌ文化拠点施設</u> 利用者数、エカシ・フチ事業参加人数、生活館利用者数

4 アイヌ施策の推進に必要な事業に関する事項
4-1～4-2 (略)

4-3 観光の振興その他の産業の振興に資する事業

■アイヌ文化拠点施設内整備事業・・・アイヌ文化交流センター内の展示解説パネルや各室・設備の多言語化を行うとともに、施設の利用促進やアイヌ資料の保存・活用と継承のためのデジタルアーカイブの作成と館内の説明端末の確保及び通信環境などの整備を実施する。また、アイヌ文化の理解を深めるため、来館者が体験できるプログラムや教材などの整備を行い、アイヌ文化体験コーナーの充実を図る。

■教育情報発信事業・・・アイヌ文化の情報発信のため、施設及び史跡、地域のアイヌ文化を紹介するパンフレットを制作し、アイヌ文化交流センターの周知と利用促進を図るとともに、アイヌの暮らしや伝統的文化などをテーマとする企画展を開催するための展示用備品、機械設備の整備や町民のアイヌ文化学習を支える図書等を購入し関連事業を実施するなど学習環境の充実を図る。また、アイヌ文化を知り、学ぼうえで欠かせない史跡や伝統文化をはじめとする、町の自然環境や歴史文化について探求学習を行う「博物館マスターズ」を発足し、活動を通してアイヌ文化への理解を深める。

■研究企画事業・・・アイヌ文化の研究や関連する研究企画事業を支えるための関係資料の調査、研究、収集、整理、保管、継承等を行う。研究や調査で得た成果に基づき、企画展の開催や各種事業の実施に繋げていくため必要となる機材の購入等を行い、現状把握及び記録・保管に努める。また、新ひだか町が所蔵するアイヌ関係資料の保存、活用と継承のため公開活用等の手法について先進事例を学ぶため、道内外の博物館等の視察を行う。

4-3 観光の振興その他の産業の振興に資する事業

■アイヌ文化拠点施設内整備事業・・・アイヌ文化拠点施設であるシャクシャイン記念、新ひだか町アイヌ民俗資料館、多機能型生活館内の展示解説パネルや各室・設備の多言語化を行うとともに、施設の利用促進やアイヌ資料の保存・活用と継承のためのデジタルアーカイブの作成と館内の説明端末の確保及び通信環境などの整備を実施する。

■教育情報発信事業・・・アイヌ文化の情報発信のため、施設及び史跡、地域のアイヌ文化を紹介するパンフレットを制作し、アイヌ文化拠点空間の周知と利用促進を図る。また、アイヌの暮らしや伝統的文化などをテーマとする企画展を開催するための展示用備品、機械設備の整備や町民のアイヌ文化学習を支える図書等を購入し関連事業を実施する。

■研究企画事業・・・アイヌ文化の研究や関連する研究企画事業を支えるための関係資料の調査、研究、収集、整理、保管、継承等を行う。研究や調査で得た成果に基づき、企画展の開催や各種事業の実施に繋げていくため必要となる機材の購入等を行い、現状把握及び記録・保管に努める。

4-4 地域内若しくは地域間の交流又は国際交流の促進に資する事業

(略)

■生活館改修・整備事業・・・アイヌの人々の高齢化に伴う身体的な変化や人口減少等による近所付き合いの希薄化、加えて施設・備品の老朽化問題などに対応すべく、生活館の修繕工事の実施や既存の生活館を統廃合により適正配置し、高齢者や障がい者にも配慮した新たな文化伝承事業等の地区拠点として整備・活用する。

5 (略)

6 法第15条第1項の交付金を充てて行う事業の内容、期間及び事業費

(1) 文化振興事業

事業内容：4-1及び4-2と同じ

事業期間：令和6年度～令和10年度(事業スケジュールを添付)

事業費：12,193千円

(2) 地域・産業振興事業

事業内容：4-3と同じ

事業期間：令和6年度～令和10年度(事業スケジュールを添付)

事業費：28,189千円

4-4 地域内若しくは地域間の交流又は国際交流の促進に資する事業

(略)

■生活館改修・整備事業・・・アイヌの人々の高齢化に伴う身体的な変化や人口減少等による近所付き合いの希薄化、加えて施設・備品の老朽化問題などに対応すべく、既存の生活館を統廃合により適正配置し、高齢者や障がい者にも配慮した新たな文化伝承事業等の地区拠点として整備・活用する。

5 (略)

6 法第15条第1項の交付金を充てて行う事業の内容、期間及び事業費

(1) 文化振興事業

事業内容：4-1及び4-2と同じ

事業期間：令和6年度～令和10年度(事業スケジュールを添付)

事業費：10,945千円

(2) 地域・産業振興事業

事業内容：4-3と同じ

事業期間：令和6年度～令和10年度(事業スケジュールを添付)

事業費：20,842千円

(3) コミュニティ活動支援事業

事業内容：4-4と同じ

事業期間：令和6年度～令和10年度(事業スケジュールを添付)

事業費：867, 852千円

7 アイヌ施策推進地域計画が法第10条第9項各号に掲げる基準に適合すると認められる理由

(1) 「アイヌ施策の意義及び目標」との適合性(第1号基準)
(略)

■4-3に記載する事業は、アイヌ文化交流センター内の表示の多言語化などアイヌ文化の理解を深めるための整備や、アイヌ文化の普及啓発に係る企画展の開催や町民のアイヌ文化学習、児童生徒の探求学習を支える図書等の購入や学習環境の整備及びアイヌ文化の研究や関係資料の調査等を行うことによって、アイヌの人々が誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図るものであり、共生社会の実現に寄与するものである。

(略)

(2)～(3) (略)

8 目標の達成状況に係る評価に関する事項

(1) 目標の達成状況にかかる評価の手法

3に記載するKPIである伝承活動参加人数、伝統的衣装試着体験参加人数、体験交流事業の参加人数、アイヌ文化交流セン

(3) コミュニティ活動支援事業

事業内容：4-4と同じ

事業期間：令和6年度～令和10年度(事業スケジュールを添付)

事業費：867, 190千円

7 アイヌ施策推進地域計画が法第10条第9項各号に掲げる基準に適合すると認められる理由

(1) 「アイヌ施策の意義及び目標」との適合性(第1号基準)
(略)

■4-3に記載する事業は、アイヌ文化拠点施設内の表示などの多言語化や、アイヌ資料の保存・活用と継承のためのデジタルアーカイブの作成及びアイヌ文化の普及啓発に係る企画展の開催や町民のアイヌ文化学習を支える図書等の購入及びアイヌ文化の研究や関係資料の調査等を行うことによって、アイヌの人々が誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図るものであり、共生社会の実現に寄与するものである。

(略)

(2)～(3) (略)

8 目標の達成状況に係る評価に関する事項

(1) 目標の達成状況にかかる評価の手法

3に記載するKPIである伝承活動参加人数、伝統的衣装試着体験参加人数、体験交流事業の参加人数、アイヌ文化拠点施設

ター利用者数、エカシ・フチ事業参加人数、生活館利用者数等について、実績値を公表する。また、新ひだか町社会教育委員会により、目標の達成状況等について検証を行い、改善点を踏まえて計画期間内の事業実施等に反映する。

(2) 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

時期：計画期間における毎年度3月末時点

内容：数値目標の達成状況について、毎年度6月に新ひだか町社会教育委員会により、効果検証を行い、翌年度以降の取組方針を決定する。

(略)

9～10 (略)

利用者数、エカシ・フチ事業参加人数、生活館利用者数等について、実績値を公表する。また、新ひだか町教育行政評価委員会により、目標の達成状況等について検証を行い、改善点を踏まえて計画期間内の事業実施等に反映する。

(2) 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

時期：計画期間における毎年度3月末時点

内容：数値目標の達成状況について、毎年度8月に新ひだか町教育行政評価委員会により、効果検証を行い、翌年度以降の取組方針を決定する。

(略)

9～10 (略)

アイヌ施策推進地域計画

1 アイヌ施策推進地域計画の名称

新ひだか町アイヌ施策推進地域計画

2 アイヌ施策推進地域計画の作成主体の名称

北海道新ひだか町

3 アイヌ施策推進地域計画の目標

(1) 地域におけるアイヌ文化等の現状及び課題

新ひだか町では、アイヌ文化伝承者の高齢化や担い手不足により伝承活動の持続が困難な状況にあることや、アイヌ文化が決して町民に普及しているとはいえない状況にあることに鑑み、アイヌの人々が誇りを持って地域で暮らし、貴重な伝統や文化を先の世代へと引き継いでいくための環境や、町民が、アイヌ文化を肌で感じることでできる機会を継続的に作っていくとともに、日常的に、かつ、違和感なくアイヌ文化を受け入れることができるようになるための環境を整備することが急務であるとの認識に立って、令和元年度に「新ひだか町アイヌ施策基本構想」（以下、「基本構想」と略記する。）を、令和2年度に「新ひだか町アイヌ施策アクションプラン」（以下、「アクションプラン」と略記する。）を、それぞれ策定した。

基本構想では、新ひだか町特有のアイヌ文化を研究・学習・体感し、次の世代へ引き継ぐ、「(仮称)新ひだかアイヌ・ミュージアム」の創造を目指して、その創造拠点を新ひだか町アイヌ民俗資料館、シャクシャイン記念館、史跡シベチャリ川流域チャシ跡群（国指定）がある静内真歌・入船地区に定め、一帯をアイヌ文化拠点空間と呼称し、アイヌ文化拠点空間の整備による人材育成と交流人口の拡大（必要機能の整理と施設整備）、アイヌ文化拠点空間の運営母体の構築と自立運営に向けたビジネス展開（組織作りとビジネス創造）の2点を施策推進のための重点的な取り組み課題として挙げた。

アクションプランでは、重点施策を推進するために、アイヌ文化拠点空間を、アイヌ文化交流拠点ゾーン、シャクシャイン・メモリアルゾーン、伝統的生活空間（イオル）再現・体験ゾーン、チャシ跡の保存管理ゾーンに分け、各ゾーンが一体となってアイヌ文化を魅力的に発信する環境整備を検討するとして、アイヌ文化交流拠点ゾーンの整備を行うこととし、既設のシャクシャイン記念館とアイヌ民俗資料館の改修を行った。今後は、アイヌ文化の伝承プログラムを実施するための活動空間として多機能型生活館を建設し、3館を渡り廊下で繋ぎ一体的に管理運営してい

くもので、令和7年度からの供用開始を予定している。

なお、アイヌ文化拠点空間については、シャクシャイン・メモリアルゾーン、伝統的生活空間（イオル）再現・体験ゾーン、チャシ跡の保存管理ゾーン、それぞれの復旧・環境整備（夾雑物の撤去や樹木の剪定等による修景）と施設整備（ゾーン内外への各種看板類の設置や駐車場整備等）を行い、早期に公開・活用することが課題として残されている。

また、アイヌ文化拠点空間では、アイヌ文化伝承者の高齢化や担い手不足が顕著であるものの、アイヌ関係団体主導で文化伝承人材育成事業、体験交流人的交流事業、教育情報発信事業、研究企画事業の各種ソフト事業を行う予定であり、事業を確実に実施するために、「高齢者（エカシ・フチ）の**コミュニティ**活動支援事業」等を行い文化伝承や人材育成を急ぐことが課題である。

さらに、コミュニティ施設（各地区の生活館）についても、アイヌ文化拠点空間同様に、ハード、ソフト両面を整備して、町内におけるアイヌ文化普及啓発の場と機会の増強を図り、町内関係施設間での好循環を生み出すことが課題である。具体的には、新ひだか町博物館・新ひだか町図書館（文化伝承施設）を研究企画事業（アイヌ資料の調査研究、収集、整理、保管、展示公開等）や、教育情報発信事業（アイヌ関係書籍の収集、閲覧、一般貸出し、アイヌ文化学習情報の構築、配布・配信等）を行う、アイヌ文化拠点空間のサテライトスペースとすることや、コミュニティ施設（各地区の生活館）を統廃合により適正配置し、文化伝承人材育成事業や体験交流人的交流事業の地区拠点として活用することである。

※アイヌ関連団体

- ・特定非営利活動法人新ひだかアイヌ協会

（設立：平成28年5月24日、代表者：大川 勝、会員数：180名）

※北海道ウタリ協会静内支部設立 昭和21年3月13日

- ・三石アイヌ協会

（設立：平成26年4月1日、代表者：幌村 司、会員数：12名）

※北海道ウタリ協会三石支部設立 昭和35年4月24日

- ・静内民族文化保存会

（設立：昭和40年8月17日、代表者：佐々木 数馬、会員数：14名）

- ・三石民族文化保存会

（設立：平成4年6月20日、代表者：幌村 司、会員数：9名）

※アイヌ文化等関連施設

【コミュニティ施設】

- ・東静内生活館

所在：新ひだか町東静内 1 2 番地の 1

現況：昭和 5 6 年 1 2 月設立。地域住民の交流の場となっている。

・入船生活館

所在：新ひだか町静内入船町 4 9 番地の 2

現況：平成 6 年 1 2 月設立。地域住民の交流の場となっている。

・春立生活館

所在：新ひだか町静内春立 7 7 番地の 4

現況：昭和 4 2 年 1 1 月設立。地域住民の交流の場となっている。

・農屋生活館

所在：新ひだか町静内農屋 1 5 5 番地の 2

現況：昭和 4 3 年 1 2 月設立。地域住民の交流の場となっている。

・浦和生活館

所在：新ひだか町静内浦和 2 9 9 番地の 3

現況：昭和 4 3 年 1 2 月設立。地域住民の交流の場となっている。

・花園生活館

所在：新ひだか町静内花園 1 番地

現況：昭和 4 4 年 1 1 月設立。地域住民の交流の場となっている。

・田原生活館

所在：新ひだか町静内田原 1 3 7 番地の 2

現況：昭和 4 4 年 1 2 月設立。地域住民の交流の場となっている。

・有勢内生活館

所在：新ひだか町静内真歌 1 1 0 番地の 2

現況：昭和 4 5 年 1 2 月設立。地域住民の交流の場となっている。

・桔梗・親和生活館

所在：新ひだか町静内田原 6 3 5 番地の 2

現況：昭和 4 6 年 1 2 月設立。地域住民の交流の場となっている。

・緑町生活館

所在：新ひだか町静内緑町 4 丁目 3 番 1 号

現況：昭和 4 7 年 1 1 月設立。地域住民の交流の場となっている。

・田原高台生活館

所在：新ひだか町静内田原 5 6 5 番地の 2

現況：昭和51年10月設立。地域住民の交流の場となっている。

・神森生活館

所在：新ひだか町静内神森171番地の6

現況：昭和52年11月設立。地域住民の交流の場となっている。

・海岸町生活館

所在：新ひだか町静内海岸町1丁目4番1号

現況：昭和58年12月設立。地域住民の交流の場となっている。

・静内旭町生活館

所在：新ひだか町静内旭町1丁目24番31号

現況：昭和59年12月設立。地域住民の交流の場となっている。

・真歌生活館

所在：新ひだか町静内真歌45番地の2

現況：昭和62年12月設立。地域住民の交流の場となっている。

・御園生活館

所在：新ひだか町静内御園111番地の3

現況：平成5年11月設立。地域住民の交流の場となっている。

・ふれあい生活館

所在：新ひだか町静内川合108番地の1

現況：令和4年9月設立。地域住民の交流の場となっている。

・東西生活館

所在：新ひだか町静内東別45番地の2

現況：令和5年10月設立。地域住民の交流の場となっている。

・蓬栄生活館

所在：新ひだか町三石蓬栄297番地の9

現況：昭和39年11月設立。地域住民の交流の場となっている。

・本桐生活館

所在：新ひだか町三石本桐224番地の6

現況：昭和58年7月設立。地域住民の交流の場となっている。

・越海町生活館

所在：新ひだか町三石越海町162番地の2

現況：昭和42年10月設立。地域住民の交流の場となっている。

・歌笛生活館

所在：新ひだか町三石歌笛 5 6 5 番地の 1

現況：昭和 4 2 年 1 1 月設立。地域住民の交流の場となっている。

・富沢生活館

所在：新ひだか町三石富沢 6 3 8 番地の 1 7

現況：昭和 4 3 年 1 1 月設立。地域住民の交流の場となっている。

・稲見生活館

所在：新ひだか町三石稲見 2 7 0 番地の 2 0

現況：昭和 4 4 年 1 2 月設立。地域住民の交流の場となっている。

・久遠生活館

所在：新ひだか町三石歌笛 2 2 1 番地の 1

現況：昭和 4 5 年 1 1 月設立。地域住民の交流の場となっている。

・延出生活館

所在：新ひだか町三石富沢 4 3 番地の 1

現況：昭和 4 6 年 1 2 月設立。地域住民の交流の場となっている。

・西蓬萊生活館

所在：新ひだか町三石西蓬萊 8 8 番地の 1

現況：昭和 4 7 年 1 2 月設立。地域住民の交流の場となっている。

・東蓬萊生活館

所在：新ひだか町三石東蓬萊 1 2 番地の 4 1

現況：昭和 5 9 年 1 1 月設立。地域住民の交流の場となっている。

・三石旭町生活館

所在：新ひだか町三石旭町 9 6 番地の 7

現況：昭和 6 0 年 1 1 月設立。地域住民の交流の場となっている。

・鳧舞生活館

所在：新ひだか町三石鳧舞 1 1 7 番地の 1 3

現況：昭和 5 9 年 1 0 月設立。地域住民の交流の場となっている。

【文化伝承施設】

・新ひだか町博物館

所在：新ひだか町静内山手町 3 丁目 1 番 1 号

現況：平成 2 6 年 1 2 月設立。アイヌ資料の展示。新ひだか町図書館との連携によるアイヌ文化

の普及啓発のための展示会・講話等の開催。

(※新ひだか町図書館との複合施設)

・新ひだか町図書館

所在：新ひだか町静内山手町3丁目1番1号

現況：平成26年12月設立。アイヌ関連書籍の収集、閲覧、一般貸出し。新ひだか町博物館との連携によるアイヌ文化の普及啓発のための展示会・講話等の開催。

(※新ひだか町博物館との複合施設)

・新ひだか町アイヌ文化交流センター

所在：新ひだか町静内真歌7番地1

構成施設

・アイヌ民俗資料館

現況：昭和57年11月設立。アイヌ資料の展示。

・多機能型生活館

現況：令和7年3月設立。地域住民の交流の場となっている。

・シャクシャイン記念館

現況：昭和53年10月設立。アイヌ文化の保存と交流の場となっている。

(※アイヌ民俗資料館、多機能型生活館、シャクシャイン記念館で構成される複合施設)

(2) アイヌ施策推進地域計画の目標

今を生きるアイヌの人々が誇りを持って地域で暮らし、先人が繋いでくれた貴重な伝統や文化を先の世代へと引き継いでいくために、アイヌの人々の参画のもと、人材育成や理解促進に必要な活動を永続的に行っていくことのできる環境を創り出すことを目標とする。

(3) 数値目標

事業	アイヌ文化の保存 又は継承に資する 事業	アイヌの伝統等に 関する理解の促進 に資する事業	観光の振興その他 の産業の振興に資 する事業	地域内若しくは地 域間の交流又は国 際交流の促進に資 する事業
K P I	伝承活動（シャク シャイン法要祭、 イチャルパ等）参	体験交流事業の 参加人数	アイヌ文化交流 センター利用者 数	アイヌ文化交流 センター利用者 数、エカシ・フチ

	加人数、伝統的衣 服試着体験参加 人数			事業参加人数、生 活館利用者数
令和6年度 (基準年度)	650人/年間 —	280人/年間	—	— 280人/年間 4,000人/年間
令和7年度	700人/年間 140人/年間	280人/年間	3,500人/年間	3,500人/年間 330人/年間 4,020人/年間
令和8年度 (中間年度)	750人/年間 160人/年間	285人/年間	4,000人/年間	4,000人/年間 380人/年間 4,040人/年間
令和9年度	800人/年間 180人/年間	290人/年間	4,500人/年間	4,500人/年間 430人/年間 4,060人/年間
令和10年度 (最終年度)	850人/年間 200人/年間	295人/年間	5,000人/年間	5,000人/年間 480人/年間 4,080人/年間

4 アイヌ施策の推進に必要な事業に関する事項

4-1 アイヌ文化の保存又は継承に資する事業

■アイヌ文化伝承活動支援事業・・・アイヌの人々による自発的な文化伝承活動（伝統的儀式や古式舞踊等の伝承など）及びアイヌの伝統的衣服の複製品の製作などを支援することにより、当該活動の継続的に実施される状況を作る。

4-2 アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業

■伝統的なアイヌ文化・生活の再生事業・・・アイヌの伝統的生活空間（イオル）を活用したアイヌ語や歴史講座の実施によるアイヌ文化の普及、アイヌの伝統的文化活動を行う際に必要となる樹木や植物の採取を行うとともに、児童・生徒及び町民を対象とした料理教室及びアイヌ刺繍講座の実施などアイヌ文化等の体験交流事業を実施する。

4-3 観光の振興その他の産業の振興に資する事業

■アイヌ文化拠点施設内整備事業・・・アイヌ文化交流センター内の展示解説パネルや各室・設備の多言語化を行うとともに、施設の利用促進やアイヌ資料の保存・活用と継承のためのデジタルアーカイブの作成と館内の説明端末の確保及び通信環境などの整備を実施する。また、アイヌ文化の理解を深めるため、来館者が体験できるプログラムや教材などの整備を行い、アイヌ文化体験コーナーの充実を図る。

■教育情報発信事業・・・アイヌ文化の情報発信のため、施設及び史跡、地域のアイヌ文化を紹介するパンフレットを制作し、アイヌ文化交流センターの周知と利用促進を図るとともに、アイヌの暮らしや伝統的文化などをテーマとする企画展を開催するための展示用備品、機械設備の整備や町民のアイヌ文化学習を支える図書等を購入し関連事業を実施するなど学習環境の充実を図る。また、アイヌ文化を知り、学ぼうえで欠かせない史跡や伝統文化をはじめとする、町の自然環境や歴史文化について探求学習を行う「博物館マスターズ」を発足し、活動を通してアイヌ文化への理解を深める。

■研究企画事業・・・アイヌ文化の研究や関連する研究企画事業を支えるための関係資料の調査、研究、収集、整理、保管、継承等を行う。研究や調査で得た成果に基づき、企画展の開催や各種事業の実施に繋げていくため必要となる機材の購入等を行い、現状把握及び記録・保管に努める。また、新ひだか町が所蔵するアイヌ関係資料の保存、活用と継承のため公開活用等の手法について先進事例を学ぶため、道内外の博物館等の視察を行う。

4-4 地域内若しくは地域間の交流又は国際交流の促進に資する事業

■アイヌ文化拠点空間整備事業・・・アイヌ文化の保存・伝承に向けた人材育成活動や人的交流イベントなどの拠点として、シャクシャイン記念館と新ひだか町アイヌ民俗資料館を結ぶ多機能型生活館を建設するとともに、施設周辺の環境を整えアイヌ文化拠点空間全体を整備する。

■アイヌ高齢者コミュニティ活動支援事業・・・アイヌ高齢者が先人から受け継いだ、伝統的な文化や自然と共生するための豊かな経験などを後世に受け継いでいくため、座談会等を開催して聞き取りを行い記録を保存する。また、座談会を行う事で高齢者同士の交流の機会を設ける。

■生活館改修・整備事業・・・アイヌの人々の高齢化に伴う身体的な変化や人口減少等による近所付き合いの希薄化、加えて施設・備品の老朽化問題などに対応すべく、生活館の修繕工事の実施や既存の生活館を統廃合により適正配置し、高齢者や障がい者にも配慮した新たな文化伝承事業等の地区拠点として整備・活用する。

5 計画期間

アイヌ施策推進地域計画認定の日から令和11年3月31日まで

6 法第15条第1項の交付金を充てて行う事業の内容、期間及び事業費

(1) 文化振興事業

事業内容：4-1及び4-2と同じ

事業期間：令和6年度～令和10年度（事業スケジュールを添付）

事業費：12,193千円

(2) 地域・産業振興事業

事業内容：4-3と同じ

事業期間：令和6年度～令和10年度（事業スケジュールを添付）

事業費：28,189千円

(3) コミュニティ活動支援事業

事業内容：4-4と同じ

事業期間：令和6年度～令和10年度（事業スケジュールを添付）

事業費：867,852千円

7 アイヌ施策推進地域計画が法第10条第9項各号に掲げる基準に適合すると認められる理由

(1) 「アイヌ施策の意義及び目標」との適合性（第1号基準）

■ 4-1に記載する事業は、伝統的なアイヌ文化を次世代へ確実に継承することによって、アイヌの人々が誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図るものであり、共生社会の実現に寄与するものである。

■ 4-2に記載する事業は、地域におけるアイヌ文化の発信や、地域の人々がアイヌ文化を体験することによって、アイヌの人々が誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図るものであり、共生社会の実現に寄与するものである。

■ 4-3に記載する事業は、アイヌ文化交流センター内の表示の多言語化などアイヌ文化の理解を深めるための整備や、アイヌ文化の普及啓発に係る企画展の開催や町民のアイヌ文化学習、児童生徒の探求学習を支える図書等の購入や学習環境の整備及びアイヌ文化の研究や関係資料の調査等を行うことによって、アイヌの人々が誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重

される社会の実現を図るものであり、共生社会の実現に寄与するものである。

■ 4-4に記載する事業は、アイヌ高齢者のコミュニティ活動の支援や、活動環境の改善を図ることによって、アイヌの人々が誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図るものであり、共生社会の実現に寄与するものである。

(2) 反社会的勢力やその関係者(以下「反社会的勢力等」という。)の関与の可能性(第2号基準)

事業については、主に新ひだか町の事業として実施するものであり、反社会的勢力等の関与はない。また、イオル事業等は公益社団法人北海道アイヌ協会を構成する地区アイヌ協会やその関連団体等(以下、「アイヌ関係団体等」と略記する。)への委託を想定しているが、それぞれ反社会的勢力等の関与は認められない。

(3) 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること(第3号基準)

■ 事業の実施主体の特定

6で記載の事業については、事業担当部署である新ひだか町教育委員会教育部文化振興課が事業者を特定もしくは想定しており、その妥当性を検証している。

■ 事業実施スケジュールの明確性

6で添付の工程表は、事業担当部署である新ひだか町教育委員会教育部文化振興課が特定もしくは想定している事業者からの聞き取りを踏まえて作成したものであり、その妥当性を検証している。

■ 地域住民の意見聴取

計画策定に当たり、アイヌの人々をはじめ地域住民から意見を聞いたところ、反対意見はなかった。

8 目標の達成状況に係る評価に関する事項

(1) 目標の達成状況にかかる評価の手法

3に記載するKPIである伝承活動参加人数、伝統的衣装試着体験参加人数、体験交流事業の参加人数、アイヌ文化交流センター利用者数、エカシ・フチ事業参加人数、生活館利用者数等について、実績値を公表する。また、新ひだか町社会教育委員会により、目標の達成状況等について検証を行い、改善点を踏まえて計画期間内の事業実施等に反映する。

(2) 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

時期：計画期間における毎年度3月末時点

内容：数値目標の達成状況について、毎年度6月に新ひだか町社会教育委員会により、効果検証を行い、翌年度以降の取組方針を決定する。

(3) 目標の達成状況に係る評価結果の公表の手法

目標の達成状況に係る評価結果については、新ひだか町公式ホームページ内にて公表。

9 法第10条第4項に規定する事業の実施により採取する林産物の種類、当該林産物を採取する場所、当該事業の必要性その他の内閣総理大臣が必要と認める事項

① 当該事業の必要性等

当町は、北海道日高管内のほぼ中央に位置し、東部は浦河町、西部は新冠町に接し、南一帯は太平洋に面している。地形は丘陵山岳地帯が多く、日高山脈とその支脈が連なるこれらの河川流域は、地味肥沢で農用地として利用され、山間部は森林地帯を形成し、針・広葉樹林の森林資源を有している。森林面積約96,000ha（民有林31,000ha、国有林65,000ha）森林率約84%であり、国有林の多くは町の北側に位置し、民有林は一円に点在している。

アイヌの人たちは、伝統の儀式に用いるイナウ（木製の祭具・ヤナギ等の枝で作る）をはじめとする各種の生活用具を周辺の森林から採集した樹木の枝・幹等の林産物を材料として制作してきた。

こうした林産物の採集は、入林や購入に係る手続きの煩雑さから国有林野では行われておらず、専ら民有林で事前に所有者の了解を得た上で採取が行われてきた。

しかしながら、高齢化が進展し、住居から離れた民有林までヤナギを採取しに行くことが困難になりつつある中、近隣の国有林野で採取できるようにならないかとの要望がアイヌの人々から強く出されていた。

今回の共用林野制度の特例措置により、こうした課題を解決し、アイヌ文化の維持及び次世代への継承を図る方針である。

② 当該事業により採取する林産物の種類、使用目的

ヤナギ（枝）：アイヌ伝統の儀式の実施に用いるイナウの材料

行者ニンニク、フキ、ウド、コゴミ、ゼンマイ、キノコ類、ニリンソウ：アイヌ伝統の儀式等に使用するアイヌ料理の材料

③ 当該事業により採取する林産物の概ねの数量

【静内地区】ヤナギ（枝）：年平均約500本

行者ニンニク、フキ、ウド、コゴミ、ゼンマイ、キノコ類、ニリンソウ：各種類毎
に年平均約10kg

【三石地区】ヤナギ（枝）：年平均約100本

行者ニンニク、フキ、ウド、コゴミ、ゼンマイ、キノコ類、ニリンソウ：各種類毎
に年平均約10kg

④ ②の林産物の採取を希望する場所及び管轄する森林管理署等の名称

場所：新ひだか町内 国有林野

管轄：日高南部森林管理署

⑤ 予定する契約者

新ひだか町

⑥ 予定する共用者

新ひだか町内に居住する者であって、イナウの作成、使用等を通じてアイヌ文化の復興等に資する意向のある者等（個々の共用者は契約時に作成する規約書において記載する）

⑦ 管轄する森林管理署等との事前調整状況

令和5年12月8日に新ひだか町から事業の概略を説明し、概ね了解が得られている。

令和6年12月26日に、新ひだか町から共用林野契約に記載する林産物の種類、使用目的及び数量の変更について説明し、概ね了解が得られている。

10 内水面さけ採捕事業を実施する期間、当該内水面さけ採捕事業に使用する漁具その他の内閣総理大臣が必要と認める事項

① 当該事業の概要

人々にとってさけは、カムイチュプ（神の魚）、シペ（本当の食べ物）として、食料としてはもちろん衣服や履物にもなり、アイヌの人々の生活に欠かすことのできない大切な魚であった。さけが遡上するシベチャリ川流域のコタン（集落）では、マレク（突き鉤）等を使った漁が行われていた。

新ひだか町では、こうしたアイヌにおいて継承されてきた儀式等を保存又は継承し、儀式等に関する知識の普及啓発を行うため、平成24年より伝統漁法を再現するとともに、保存食である「サッチェプ」（干し鮭）を作成し、さらには伝統的な鮭の調理法を再現する研修講座等を実施することにより、町民がアイヌ民族の精神文化に触れる貴重な機会となっているところであり、今後も引き続き継続して実施していく方針である。

また、平成25年から新ひだかアイヌ協会と高静小学校が連携し、アイヌの伝統的漁法である

マレク漁を地域の子供達に体験してもらい、命の大切さを教える学習の機会を設けているところであり、今後も引き続きアイヌ文化の伝承と理解の増進を図る方針である。

② 実施主体

新ひだかアイヌ協会（住所：新ひだか町静内御幸町3丁目2番50号、代表者氏名：大川 勝）

三石アイヌ協会（住所：新ひだか町三石本町212番地、代表者氏名：幌村 司）

③ 採捕の区域

【新ひだかアイヌ協会】新ひだか町静内川のシベチャリの橋から静内川と豊畑川との合流点の下流500mの地点までの区域（別添位置図参照）

【三石アイヌ協会】新ひだか町延出川と三石川の合流点より上流からシカルベ橋までの区域（別添位置図参照）

④ 採捕の期間

【新ひだかアイヌ協会】9月15日から11月15日（約2ヶ月間）

【三石アイヌ協会】9月15日から11月15日（約2ヶ月間）

⑤ 採捕する水産動物の種類及び数量

【新ひだかアイヌ協会】さけ200尾程度

【三石アイヌ協会】さけ50尾程度

⑥ 使用予定漁具

【新ひだかアイヌ協会】マレク（長さ240cm、3本）、引き網（よこ20m×たて250cm、1枚）刺し網（よこ36m×たて5m未満、3枚）漁法（カギによるアイヌ民族伝統漁法）（別添資料参照）

【三石アイヌ協会】マレク（長さ240cm、2本）、引き網（よこ20m×たて250cm、1枚）漁法（カギによるアイヌ民族伝統漁法）（別添資料参照）

⑦ 予定する採捕従事者

【新ひだかアイヌ協会】菅原勝吉氏（採捕責任者）ほか12名程度

【三石アイヌ協会】長山喜久雄氏（採捕責任者）ほか8名程度

⑧ 使用予定船舶

【新ひだかアイヌ協会】湖沼用船舶 1艘

【三石アイヌ協会】なし

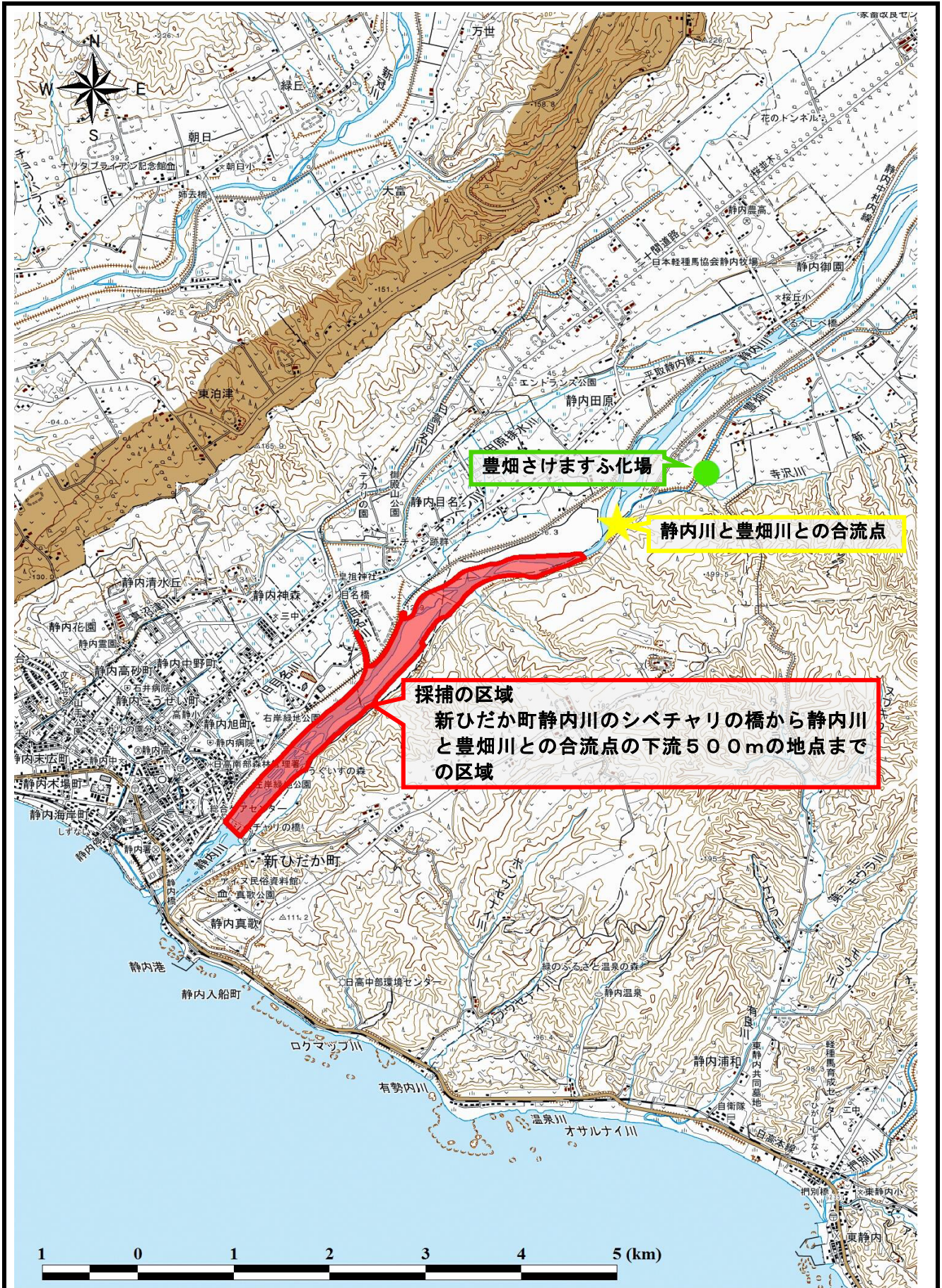
⑨ 関係者との事前調整状況

・日高管内さけ・ます増殖事業協会

令和6年1月16日に計画の概略を説明し、内容について概ね了解を得ている。

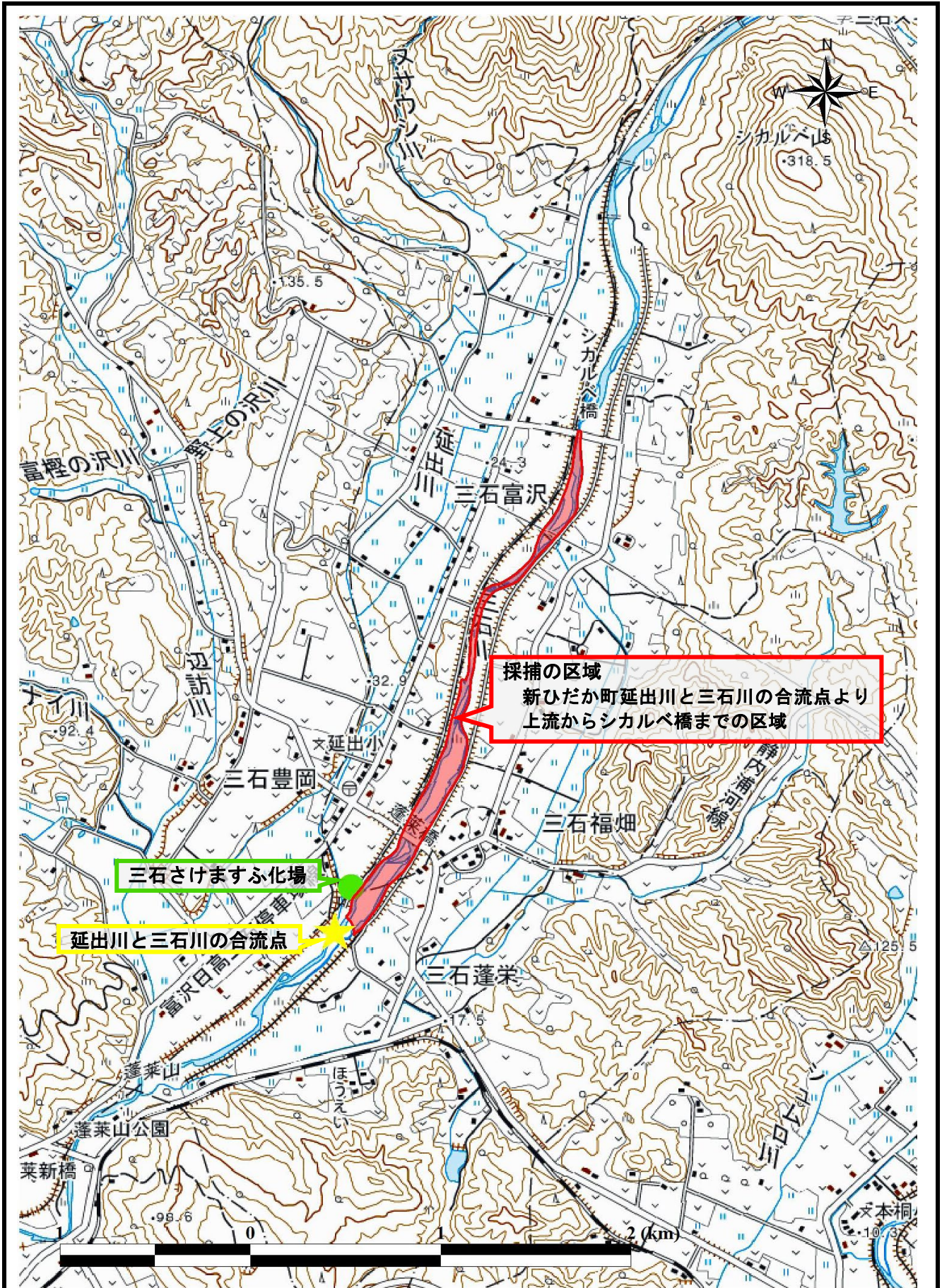
- ・ひだか漁業協同組合

令和6年1月16日に計画の概略を説明し、内容について概ね了解を得ている。



鮭の採捕区域位置図

(新ひだか町静内川のシベチャリの橋から静内川と豊畑川との合流点の下流500mの地点までの区域)



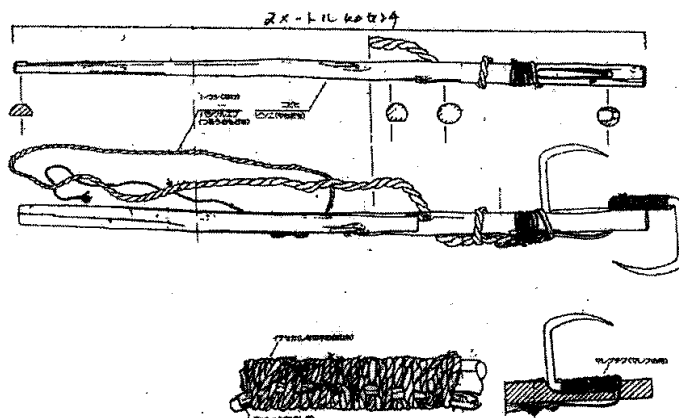
鮭の採捕区域位置図
(新ひだか町延出川と三石川の合流点より上流からシカルベ橋までの区域)

使用予定漁具資料

採捕方法・漁具説明

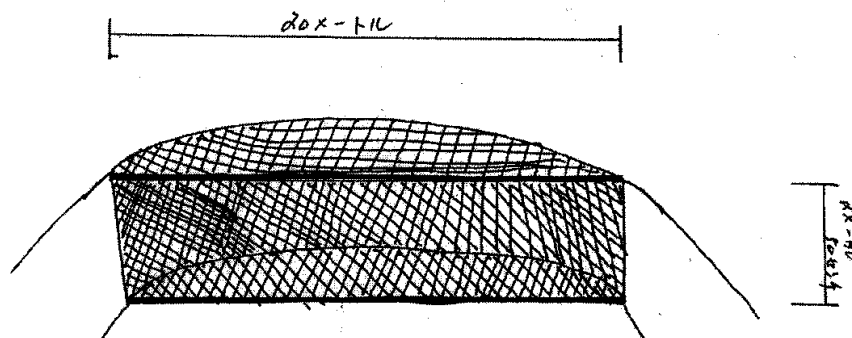
①かぎ（マレク 2m40cm）

かぎは、アイヌの伝統的漁具のマレク（付き鉤）で、人が立てる浅瀬で狭小な小川形状の場所又は、生け簀形状の場所で採捕します。



②ひき網（地引き網、よこ 20mたて 2m50）

ひき網は、河川の比較的狭小な場所での使用に適しているが、ひき網による漁に加えて、魚を岸辺の



生け簀形状の位置まで寄せてマレクでの付き鉤漁を再現する方法で伝承技術の訓練と経験を重ねて行く。

③刺し網（よこ 36m、たて 5m未満、網目 145mm）

この時期が降水期であるために発電所ダムからの排出水量が増量されており、静内川の水量増により水深が深くなりますので、このような場所では、網先についたロープの一方を河川内に固定して、もう一方の網先のロープを岸側に引き寄せる刺し網の漁法により採捕します。

